

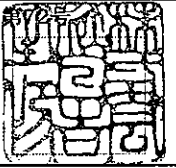
検査結果判定書

No. HVE0000129-001-01

東近江市水道課 様

水道法第20条第3項 登録水質検査機関

株式会社 日吉
 水質検査部門管理者 鈴木 正
 〒523-8555 近江八幡市北之庄町908
 TEL 0748-32-5001 FAX 0748-32-4192



依頼日 2019年9月2日 付けて、当社に依頼された水質検査の結果は次の通りです。

採水年月日 時間		2019年9月2日 10:27 ~ 10:33		天 候		前日:曇 当日:晴	
水源名称採水地点		蒲生地区		試料区分		給水栓	
採水者		林 芳和		気 温		29.8 °C	
				水 温		26.0 °C	
項 目	検査結果	単 位	基準値	項 目	検査結果	単 位	基準値
一般細菌	0	個/mL	≤100	クロロ酢酸	-	mg/L	≤0.02
大腸菌	不検出		検出されな いこと	クロロホルム	-	mg/L	≤0.06
カドミウム及びその化合物	-	mg/L	≤0.003	ジクロロ酢酸	-	mg/L	≤0.03
水銀及びその化合物	-	mg/L	≤0.0005	ジブロモクロロメタン	-	mg/L	≤0.1
セレン及びその化合物	-	mg/L	≤0.01	臭素酸	-	mg/L	≤0.01
鉛及びその化合物	-	mg/L	≤0.01	総トリハロメタン	-	mg/L	≤0.1
砒素及びその化合物	-	mg/L	≤0.01	トリクロロ酢酸	-	mg/L	≤0.03
六価クロム化合物	-	mg/L	≤0.05	プロモジクロロメタン	-	mg/L	≤0.03
亜硝酸態窒素	-	mg/L	≤0.04	プロモホルム	-	mg/L	≤0.09
シアン化物イオン及び塩化シアン	-	mg/L	≤0.01	ホルムアルデヒド	-	mg/L	≤0.08
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	-	mg/L	≤10	亜鉛及びその化合物	-	mg/L	≤1.0
フッ素及びその化合物	-	mg/L	≤0.8	アルミニウム及びその化合物	-	mg/L	≤0.2
ホウ素及びその化合物	-	mg/L	≤1.0	鉄及びその化合物	-	mg/L	≤0.3
四塩化炭素	-	mg/L	≤0.002	銅及びその化合物	-	mg/L	≤1.0
1,4-ジオキサン	-	mg/L	≤0.05	ナトリウム及びその化合物	-	mg/L	≤200
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	-	mg/L	≤0.04	マンガン及びその化合物	-	mg/L	≤0.05
ジクロロメタン	-	mg/L	≤0.02	塩化物イオン	12.6	mg/L	≤200
テトラクロロエチレン	-	mg/L	≤0.01	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	-	mg/L	≤300
トリクロロエチレン	-	mg/L	≤0.01	蒸発残留物	-	mg/L	≤500
ベンゼン	-	mg/L	≤0.01	陰イオン界面活性剤	-	mg/L	≤0.2
塩素酸	-	mg/L	≤0.6	ジェオスミン	0.000001未満	mg/L	≤0.00001

判 定

検査結果において水道法水質基準値に適合しています。
 ★の検査項目は基準値の20%を超えているので、継続的に監視して下さい。
 ☆の検査項目は基準値の10%を超えているので、継続的に監視して下さい。
 ▲の検査項目は鉛、銅、マンガン等対策指針に不適の項目です。

残留塩素は維持管理基準 *弊社測定値

検査期日

受付日

2019年9月2日

報告日

2019年9月18日

検査区分責任者

川上 奈津子



印

検査結果判定書

東近江市水道課 様

No. HVE0000129-002-01

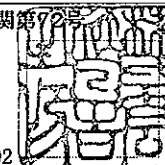
水道法第20条第3項 登録水質検査機関第72号

株式会社 日吉

水質検査部門管理者 鈴木 正

〒523-8555 近江八幡市北之庄町908

TEL 0748-32-5001 FAX 0748-32-4192



依頼日 2019年9月2日 付けて、当社に依頼された水質検査の結果は次の通りです。

採水年月日 時間		2019年9月2日 10:42 ~ 10:49		天 候		前日:曇 当日:晴	
水源名称採水地点		長峰地区		試料区分		給水栓	
採 水 者		林 芳和		気 温		30.8 °C	
				水 温		27.6 °C	
項 目	検査結果	単位	基準値	項 目	検査結果	単位	基準値
一般細菌	0	個/mL	≤100	クロロ酢酸	-	mg/L	≤0.02
大腸菌	不検出		検出されないこと	クロロホルム	-	mg/L	≤0.06
カドミウム及びその化合物	-	mg/L	≤0.003	ジクロロ酢酸	-	mg/L	≤0.03
水銀及びその化合物	-	mg/L	≤0.0005	ジプロモクロロメタン	-	mg/L	≤0.1
セレン及びその化合物	-	mg/L	≤0.01	臭素酸	-	mg/L	≤0.01
鉛及びその化合物	-	mg/L	≤0.01	総トリハロメタン	-	mg/L	≤0.1
砒素及びその化合物	-	mg/L	≤0.01	トリクロロ酢酸	-	mg/L	≤0.03
六価クロム化合物	-	mg/L	≤0.05	プロモジクロロメタン	-	mg/L	≤0.03
亜硝酸態窒素	-	mg/L	≤0.04	プロモホルム	-	mg/L	≤0.09
シアン化物イオン及び塩化シアン	-	mg/L	≤0.01	ホルムアルデヒド	-	mg/L	≤0.08
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	-	mg/L	≤10	亜鉛及びその化合物	-	mg/L	≤1.0
フッ素及びその化合物	-	mg/L	≤0.8	アルミニウム及びその化合物	-	mg/L	≤0.2
ホウ素及びその化合物	-	mg/L	≤1.0	鉄及びその化合物	-	mg/L	≤0.3
四塩化炭素	-	mg/L	≤0.002	銅及びその化合物	-	mg/L	≤1.0
1,4-ジオキサン	-	mg/L	≤0.05	ナトリウム及びその化合物	-	mg/L	≤200
メ-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	-	mg/L	≤0.04	マンガン及びその化合物	-	mg/L	≤0.05
ジクロロメタン	-	mg/L	≤0.02	塩化物イオン	12.8	mg/L	≤200
テトラクロロエチレン	-	mg/L	≤0.01	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	-	mg/L	≤300
トリクロロエチレン	-	mg/L	≤0.01	蒸発残留物	-	mg/L	≤500
ベンゼン	-	mg/L	≤0.01	陰イオン界面活性剤	-	mg/L	≤0.2
塩素酸	-	mg/L	≤0.6	ジェオスミン	0.000001	mg/L	≤0.00001

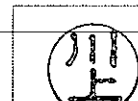
判 定

検査結果において水道法水質基準値に適合しています。

特記事項

★の検査項目は基準値の20%を超えているので、継続的に監視して下さい。
 ☆の検査項目は基準値の10%を超えているので、継続的に監視して下さい。
 ▲の検査項目はクリプトスピリウム等対策指針に不適の項目です。

残留塩素は維持管理基準 *弊社測定値



検査期日

受付日

2019年9月2日

報告日

2019年9月18日

検査区分責任者

川上 奈津子

印